

平成十八年三月二十四日受領  
答弁第一五三号

内閣衆質一六四第一五三号

平成十八年三月二十四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が主務官庁である社団法人北方領土復帰期成同盟の使途不明金に関する  
質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が主務官庁である社団法人北方領土復帰期成同盟の使途不明金に関する質問に対する答弁書

一について

社団法人北方領土復帰期成同盟（以下「北方同盟」という。）によれば、平成十二年に預金残高の不足金及び事業に係る取引先への未払金（以下「不足金等」という。）が生じていることが判明したとされており、平成三年度から不足金が発生し、不足金等の合計額は、約二千万円で、現在補填<sup>てん</sup>を行っているとのことである。北方同盟によれば、当時の経理担当職員（以下「職員」という。）は退職しており、職員に対して退職金が支払われたが、その後、職員から北方同盟に対して同額の金銭が支払われたとのことである。北方同盟によれば、職員を告訴したとのことである。

二について

外務省としては、北方同盟に対し、事実関係を確認するとともに、事務管理の体制、監査の体制等について調査し、再発防止に関する監督指導を行った。